

泉消防署 からの お知らせ

地域の安全安心を 支えている 消防団

消防団とは、本来の仕事や学業、家事などをしながら、火災や大規模災害発生時に消防職員と連携して、消火や救助活動などを行っています。

また、平常時には防災訓練や応急手当などの指導を行うなど、地域の安全・安心を守っています。



消防団員大募集中

泉消防団では、一緒に泉区を守る消防団員を募集中です。消防団員の要件は、泉区に在住、在勤、在学の18歳以上の人で、男女を問わず入団できます。



- ・どうすれば消防団に入れるの？
- ・災害対応って何をやるの？
- ・訓練ってどれくらいするの？
- ・女性はどんな活動をしているの？

泉消防署消防団係までお問い合わせ下さい。

泉消防団では、熱いあなたを待っています!!

☎ 泉消防署庶務課消防団係 ☎・FAX 801-0119
✉ sy-izumishobodan@city.yokohama.jp

防災知識の泉

発災時の児童・生徒の預かり

横浜市の市立学校等では、市内で震度5強以上の地震が観測された時には、児童・生徒の安全保護のために、直ちに授業を打ち切り、原則保護者が引取りに来るまで学校で預かることとなります。

※あらかじめ各保護者や地域等との取決めにより、方面別の集団下校等、児童・生徒を安全に下校させる場合もあります。

小学校・中学校・特別支援学校

保護者が引取りに来るまで学校で預かります。

高等学校

あらかじめ保護者から、学校にて預かるか下校させるかの希望を聞き、原則それに従います。

※ただし通学路の被害状況などにより生徒が安全に下校できないと判断される場合は保護者が引取りに来るまで学校で預かります。

保育所

保護者が引取りに来るまで保育を継続するとともに、保育所で預かることとしています。



いざというときに備えて、災害時にどのような対応になるのかを確認し、また、学校等と複数の手段(固定電話・携帯電話・メール等)で連絡をとれるようにしましょう。

☎ 危機管理担当 ☎ 800-2309 FAX 800-2505
✉ iz-bousai@city.yokohama.jp

固定資産税・都市計画税

課税明細書の 確認を

4月上旬に送付する「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書」に課税明細書が添付されています。この明細書では、課税されている土地・家屋の所在・地番・価格などを確認できますので、ぜひご覧ください。



※区内に保有する資産が多い場合は、課税明細書のみを別に郵送しています。

次の場合は同封の「変更届出用紙」で連絡してください

- 住所に変更がある場合又は、名前の表記が違う場合
※相続人の方は、登記変更の手続きが必要です。
- 年内に土地の利用状況を変更した場合、又はその予定がある場合
- 年内に家屋の取壊し、新築、増築をした場合、又はその予定がある場合

固定資産税(家屋)の調査に関するお知らせ

税務課家屋担当では、年間を通して職員が屋内外の確認(家屋調査)を行っています。

調査に伺う前には調査依頼の連絡をします。日程を調整して伺いますので、協力をお願いいたします。

※職員は「横浜市職員証」・「固定資産評価補助員証」を携帯しています。



☎ 土地担当 ☎ 800-2363/家屋担当 ☎ 800-2365 FAX 800-2509

始めよう! 3R夢な暮らし

～間違えやすい! プラスチック製容器包装の捨て方～

プラスチック製容器包装とは



プラスチック製容器包装とは、商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)をいい、中身の商品を取り出した(使った)後、不要となるプラスチック製のものです。

プラマークががついているものが対象です。また、プラマークがなくても商品を包装しているプラスチック製のものは対象になります。

プラスチック製容器包装の出し方のポイント!

- ① 中身がはっきりと確認できる透明または半透明の袋にまとめて入れてください。
- ② 中身を残さないようにして、中をゆすいでください。(チューブ類や中を洗うことが難しい袋などは、中身を使い切っただけであれば洗う必要はありません。)
- ③ 重ねたりハサミで小さく切るなどしてまとめてください。
- ④ プラスチック製容器包装以外は入れないでください。



へら星人ミーオ

☎ 資源化推進担当 ☎ 800-2398 FAX 800-2507